

船舶料理士に関する省令の一部改正について

平成 23 年 6 月
海事局運航労務課

1. 改正の経緯

内航海運の構造改善をめぐって、平成 22 年 11 月に「内航海運代替建造対策検討会」が設置され、本年 3 月に「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」がとりまとめられた。

その中で、競争力の強化に向けた取組課題の一つとして、船舶料理士資格の取得の簡素化の検討が提起されたことを受け、船舶料理士資格取得要件のうち調理師等一定の知識及び能力を有する者に対し、調理業務経験期間を短縮する等の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 船舶料理士の資格要件のうち、(独)海員学校の司ちゅう・事務科卒業者に対し求める船内調理業務経験（現行 6 月以上）を「3 月以上」に短縮するとともに、調理師、栄養士又は(独)海員学校の司ちゅう・事務科卒業者と同等以上の能力を有すると認められる者についても、同様に船内調理業務経験を「3 月以上」とする改正を行う。
- (2) (1) において船内調理業務経験を短縮する対象とした者については、告示で定める基準（船舶料理士資格受有者から乗船中に教育を受けた者等）に適合している場合には、(1) の船内調理業務経験要件を要しないこととする。
- (3) (2) において船内調理業務経験の要件を要しない者にあつては、船舶料理士資格証明書の交付申請の際の添付書類として、(2) で定める基準に適合していることを証する書類を提出しなければならない旨規定する。（第 4 条）

3. 告示の制定

2. (2) の改正に伴い、2. (1) において船内調理業務経験を短縮する対象とした者に対する船内調理業務経験を要しないこととする基準を新たに告示で定める。

4. 今後の予定

公 布：平成 23 年 8 月上旬
施 行：平成 23 年 9 月上旬